

ひょうごフィールドパビリオン食の魅力発信業務 仕様書

1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン食の魅力発信業務

2 業務目的

万博後も引き続き、ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という）の魅力を広く発信し、より多くの方々にFPコンテンツに「来て、見て、学び、体験」していただくため、FPの強みの1つである「食」に着目したプロモーションを実施する。ガストロノミーの観点を踏まえ、FPの食にまつわるコンテンツの魅力を経験的、効率的に伝えるメディアタイアップ記事を制作し、本県への訪問やFPへの誘客に繋げることを目的とする。

【参考】FP公式ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP公式Instagram：https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/

FP公式YouTube：<https://www.youtube.com/channel/UC5AJeyFQo3kLTVrPwlq4Z6g>

3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

業務を受託した者（以下「受託者」という）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、効果的なプロモーションとなるよう、随時県と協議、連携しながら業務を進めること。

なお、企画提案にあたっては、当該メディアタイアップ記事の広告換算価値を始め、当該メディアの発行部数やWEB版のPV数、UU数などプロモーション効果が分かる数値を明記すること。

（1）記事制作、掲載

下記事項に留意し、FPの魅力が伝わるような日本語記事を制作し、掲載すること。

① ターゲット

食への探求・関心が強い方々（国内在住者）

② メディアの選定

ターゲットが日頃より目にするような専門的なメディア媒体を選定すること。発行部数やPV数が多いメディア媒体であるなど、一人一人の読者により深く刺さるような観点で選定すること。

③ 記事の企画・構成

下記テーマやストーリーに基づき、ターゲットを鑑みた企画・構成とすること。なお、下記に掲げる「日本酒」「牛肉」「海の幸」の3テーマは必ず記事に

含むこととし、上記3テーマに加えて、必要に応じて、他の食テーマや「食に付随するテーマ」も入れるなど、本県がこれまで実施してこなかった切口に留意した上で、FPを中心に地域の周遊を誘発させる特集記事とする。

※必須テーマ 「日本酒」

⇒酒米の王者・山田錦、兵庫の特色ある酒づくり（宮水、丹波杜氏、灘五郷・・・）など

「牛肉」

⇒神戸ビーフ、但馬牛など

「海の幸」

⇒明石浦漁港、丸山漁港（淡路島）、香住漁港など

※食に付随するテーマ（一例）

「温泉」

⇒城崎温泉、有馬温泉、湯村温泉など

「鍛冶屋体験」

⇒三木金物（包丁作り）など

「伝統ある焼き物」

⇒丹波焼、出石焼など

※参考 URL <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/story/>

④ 取材

原則、現地取材を行うこと。取材にかかる調整は受託者で行うこととする。

⑤ 記事の編集・制作

ターゲットが気軽に閲覧することができ、かつ見やすいデザインに配慮すること。取材をしたFPプログラム事業者には記事内容について随時確認を取ること。

⑥ 記事の掲載

紙媒体、WEB媒体双方で特集記事を掲載すること。なお、紙媒体における当該記事紙面の大きさは、A4見開き2ページ以上を想定とする。紙媒体、WEB媒体に掲載する記事は同一記事でも構わないし、別記事にし両媒体を補完させるような形でも構わない。

⑦ その他

本県が旅行博等でブース出展した際に来場者に配布するため、紙媒体の当該記事紙面だけを抜粋した小冊子（A5サイズを想定）を5千部以上制作すること。小冊子の表紙デザイン、用紙の種類・厚み、製本方法等は企画提案によることとする。

（2）効果検証

当該記事の閲覧数や閲覧者の属性等を分析し、報告すること。

(3) 留意事項

本業務における成果物制作が発生する場合は、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認等の一切の業務を含むものとする。

5 納品

(1) 成果物

受託者は、業務終了後、実施結果等を記載した「業務報告書」を提出すること。

(2) 納品場所

兵庫県企画部万博推進局フィールドパビリオン推進課
(神戸市中央区下山手通5丁目 10-1 兵庫県庁2号館3階)

(3) 納品方法

電子メール

(4) 納品期限

令和8年3月31日(火) 17:00

6 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 業務実施上の留意点

- (1) 本業務における成果物制作が発生する場合は、掲載内容の企画、掲載する施設等への取材、文章の作成、画像の用意、撮影許可申請、デザイン構成の企画、各情報元への掲載内容確認など、著作権等にかかる一切の手続き等の業務を含む。

本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。

- (2) 受託者は、委託業務の終了後、業務報告書を作成し、県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、県に帰属するものを条件とするが、権利上、致し方なく使用制限がある場合は、企画提案の段階で明示すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。